「奈良県文化会館周辺　光の森構築事業」委託業務について、次のとおり企画提案書の提案者を募集しますので公告します。

平成２２年１２月１５日

奈良県知事　　荒　井　　正　吾

1　業務の概要

（1）　業務名

「奈良県文化会館周辺　光の森構築事業」委託業務

（2）　業務の目的

奈良県文化会館のエントランスや集いの広場において、光のオブジェやフットライト、ライトアップを活用した「光の森」を構築し、文化会館で開催されるイベントへの参加者の期待感を高めるとともに、奈良県文化会館より県立美術館までの区間をライトアップし、奈良公園を訪れる観光客等に憩いの場として楽しんでいただく空間を創出します。

オブジェやフットライトなどには、ＬＥＤライトなどを用い、環境に配慮することとします。

（3）　業務の内容

ア　奈良県文化会館前の集い広場及園路等の「光の森」事業を実施するために必要な業務

イ　奈良県文化会館より県立美術館までの区間をライトアップ等を実施するために必要な業務

（4）　予算額

１５，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（5）　業務の仕様等

６の(２)により配布する「奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）に示すところによります。

（6）　契約期間

契約締結日から平成２３年３月３０日（水）まで

2　応募資格

この企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

（1）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（2）　国税及び地方税を滞納していない者であること。

（3）　平成２２年１２月１５日（水）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

（4）　平成２２年１２月１５日（水）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（5）　銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

（6）　役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

（7）　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。

（8）　暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。

（9）　上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。

(10)　役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。

(11)　役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。

(12)　奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目が、Ｇ－１：電気設備機器、Ｎ－６：看板・旗、Ｑ－５：広告・イベント業務のいずれかで登録をしている者であること。

3　失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（1）　２の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。

（2）　複数の提案書等を提出したとき。

（3）　提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じな

いとき。
（４）　提出書類に虚偽又は不正があったとき。
（５）　提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
（６）　そのほか不正な行為があったとき。

4　提案書等の評価

提案書等の評価は、「奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）により、次の評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とします。

（１）　奈良県文化会館周辺に設置する光のオブジェやフットライト、ライトアップが、奈良公園エントランスとして相応しく、奈良県のイメージのアピールとなるものであるか。
（２）　環境に配慮しているか。
（３）　予算内で実施可能な独自提案となっているか。
（４）　既設の街路灯の活用や、ランニングコストなども検討した提案であるか。
（５）　提案内容に比して経費の見積額は適正な価格となっているか。
（６）　各項目を総合的に勘案し、バランスのとれた提案となっているか。

5　最優秀提案者及び優秀提案者の選定

４により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定します。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、得点の高い順に上位３者を優秀提案者として選定します。ただし、評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがあります。

6　手続等

（１）　担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501　奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県地域振興部文化観光局文化課
電話番号　0742-27-8478
ファクシミリ　0742-22-7215
電子メールアドレス　bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

（２）　募集要項の配布

平成２２年１２月１５日（水）から同年１２月２７日（月）午後５時までの間に、（１）の担当部局またはインターネットのＨＰ（http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_itemid-57659.htm#moduleid23105）から入手するものとする。

（３）　参加表明書の提出

本件業務に係る提案書等の提出を希望する者は、募集要項に基づき「奈良県文化会館周辺光の森構築事業事業委託事業者公募に係る参加表明書」【様式２】を作成し、平成２３年１月６日（木）午後５時までに(1)にファクシミリまたは電子メールで提出すること。

（４）　提案書等の提出

募集要項に基づき「奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者申込書」【様式１】等提出書類を作成し、平成２３年1月１３日（木）に提出すること。

（５）　説明会

平成２２年１２月２２日（水）　１３時３０分～　奈良県庁６階　第６２会議室にて説明会を実施します。説明会終了後、希望者は現地（奈良県文化会館周辺）をご案内します。なお、説明会への参加は１事業者あたり２名以内とします。

（６）　質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、募集要項に基づき「奈良県文化会館周辺光の森構築事業委託事業者募集要項等に係る質問票」【様式４】を作成し、平成２２年１２月２７日（月）午後５時までに(1)のファクシミリまたは電子メールアドレスに提出すること。

7　契約の締結

５により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調のときは、５により順位付けられた優秀提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

8　その他

この公募型企画コンペへの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
提出された提案書等は返却しません。
詳細は、募集要項によります。